

法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市

条例第20号

法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

法定外公共物管理条例（平成18年久慈市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

金 額	金 額
470円	550円
720円	840円
970円	1,100円
420円	490円
670円	780円
920円	1,100円
42円	49円
4円	5円
3円	3円
410円	480円
250円	290円
840円	980円
350円	410円
760円	670円
840円	980円
18円	21円
25円	29円
38円	44円
50円	59円
75円	88円
100円	120円
180円	210円
250円	290円

500円
840円
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
380円
230円
840円
8円
76円
76円
760円
670円
8円
76円
8円
76円
760円
380円
840円
Aに0.033を乗じて得た額
76円
84円
Aに0.023を乗じて得た額

を

590円
980円
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
330円
200円
980円
7円
67円
67円
670円
780円
7円
67円
7円
67円
670円
330円
980円
Aに0.031を乗じて得た額
67円
98円
Aに0.022を乗じて得た額

に改める。

Aに0.016を乗
じて得た額

Aに0.015を乗
じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の法定外公共物管理条例第9条の規定による道路の使用料は、この条例の施行の日以後に許可をした道路の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした道路の使用に係る令和6年度分の使用料については、なお従前の例による。